

生涯学習に関する法規

1 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、**生涯学習の振興に資するための都道府県の事業**に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び**特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供**を促進するための措置について定めるとともに、**都道府県生涯学習審議会の事務**について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、**学習に関する国民の自発的意思を尊重**するよう配慮するとともに、**職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策**と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

1. **学校教育及び社会教育に係る学習**(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに**文化活動**の機会に関する**情報を収集し、整理し、及び提供**すること。
2. 住民の**学習に対する需要及び学習の成果の評価**に関し、**調査研究**を行うこと。
3. **地域の実情に即した学習の方法の開発**を行うこと。
4. 住民の学習に関する**指導者及び助言者に対する研修**を行うこと。
5. 地域における**学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体**に対し、これらの機関及び団体相互の**連携**に関し、**照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助**を行うこと。
6. 前各号に掲げるもののほか、**社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供**に関し**必要な事業**を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、**社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携**に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第4条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第1項に規定する体制の整備に関し**望ましい基準**を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の**相当程度広範囲の地域**における住民

の生涯学習の振興に資するため、**社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)**及び**文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供**を**民間事業者の能力を活用**しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

1. 前項に規定する多様な機会(以下「生涯学習に係る機会」という。)の総合的な提供の方針に関する事項
2. 前項に規定する地区の区域に関する事項
3. 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項
4. 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
5. その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、**文部科学大臣及び経済産業大臣に協議**することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

1. 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの**以外の地域**のうち、**交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区**であること。
2. 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。
3. その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項(以下「判断基準」という。)に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、基本構想の変更(文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(判断基準)

第6条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
 2. 前条第1項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
 3. 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項
 4. 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
 5. 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、承認基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては第4条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、承認基準の変更について準用する。

第7条 削除

(基本構想の実施等)

第8条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を**基本構想**に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、**商会議所及び商工会**に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前2項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前3項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(都道府県生涯学習審議会)

第10条 都道府県に、**都道府県生涯学習審議会**(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携協力体制)

第11条 **市町村(特別区を含む。)**は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする

2 社会教育法

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 社会教育主事及び社会教育主事補(第9条の2～第9条の6)

第3章 社会教育関係団体(第10条～第14条)

第4章 社会教育委員(第15条～第19条)

第5章 公民館(第20条～第42条)

第6章 学校施設の利用(第43条～第48条)

第7章 通信教育(第49条～第57条)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、**社会教育に関する国及び地方公共団体の任務**を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、**学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)**をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、**社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。**

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、**国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励**を行うことにより、**生涯学習の振興**に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、**学校教育との連携**の確保に努め、及び**家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮**をするとともに、**学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進**に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、**財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせん**を行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1. 社会教育に必要な援助を行うこと。
2. **社会教育委員**の委嘱に関すること。
3. **公民館**の設置及び管理に関すること。
4. 所管に属する**図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設**の設置及び管理に関すること。
5. 所管に属する**学校**の行う**社会教育のための講座**の開設及び

その奨励に関すること。

6. **講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会**の開催並びにこれらの奨励に関すること。

7. **家庭教育**に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

8. **職業教育及び産業に関する科学技術指導**のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

9. **生活の科学化**の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

10. 情報化の進展に対応して**情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能**に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

11. **運動会、競技会その他体育指導のための集会**の開催及びその奨励に関すること。

12. **音楽、演劇、美術その他芸術の発表会**等の開催及びその奨励に関すること。

13. 主として**学齢児童及び学齢生徒**(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、**学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動**の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

14. **青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業**の実施及びその奨励に関すること。

15. 社会教育における学習の機会を利用して行った**学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動**の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

16. 社会教育に関する**情報の収集、整理及び提供**に関すること。

17. 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な**設備、器材及び資料の提供**に関すること。

18. **情報の交換及び調査研究**に関すること。

19. その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務(第3号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

1. **公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査**を行うこと。

2. **社会教育を行う者の研修**に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

3. 社会教育施設の設置及び運営に必要な**物資の提供及びそのあつせん**に関すること。

4. **市町村の教育委員会との連絡**に関すること。

5. その他法令によりその職務権限に属する事項(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第7条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な**広報宣伝**で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報

宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、**必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。**

(図書館及び博物館)

第9条 **図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。**

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、**社会教育主事を置く。**

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、**社会教育主事補を置くことができる。**

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に**専門的技術的な助言と指導**を与える。ただし、**命令及び監督をしてはならない。**

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

1. **大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの**

イ **社会教育主事補**の職にあつた期間

ロ **官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間**

ハ **官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間**(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2. **教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの**

3. **大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの**

4. 次条の規定による**社会教育主事の講習**を修了した者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する**教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの**

(社会教育主事の講習)

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受け

た大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、**公の支配に属しない団体**で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の**求めに応じ**、これに対し、**専門的技術的指導又は助言**を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の**求めに応じ**、これに対し、社会教育に関する事業に必要な**物資の確保**につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、**不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない**。

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し**補助金**を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な**報告**を求めることができる。

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に**社会教育委員を置くことができる**。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て**教育委員会に助言**するため、左の職務を行う。

1. **社会教育に関する諸計画を立案**すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の**諮問**に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前2号の職務を行うために必要な**研究調査**を行うこと。

2 社会教育委員は、**教育委員会の会議に出席**して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた**青少年教育に関する特定の事項**について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、**助言と指導**を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第19条 削除

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、**市町村その他一定区域内の住民のために、****实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業**を行い、もつて住民の**教養の向上、健康の増進、情操の純化**を図り、**生活文化の振興、社会福祉の増進**に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、**市町村が設置**する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする**一般社団法人又は一般財団法人**(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に**分館**を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. **定期講座**を開設すること。
2. **討論会、講習会、講演会、実習会、展示会**等を開催すること。
3. **図書、記録、模型、資料**等を備え、その利用を図ること。
4. **体育、レクリエーション**等に関する集会を開催すること。
5. 各種の**団体、機関等の連絡**を図ること。
6. その**施設を住民の集会その他の公共的利用に供**すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつぱら**営利**を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
2. 特定の**政党の利害**に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、**特定の候補者**を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の**宗教**を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の**設置及び運営上必要な基準**を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、**条例**で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第 25 条及び第 26 条 削除

(公民館の職員)

第 27 条 公民館に**館長**を置き、**主事**その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の**事業の実施**にあたる。

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、**当該市町村の教育委員会が任命**する。

(公民館の職員の研修)

第 28 条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に**公民館運営審議会**を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき**調査審議**するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の**教育委員会が委嘱**する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 31 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 32 条 公民館は、当該公民館の運営の状況について**評価**を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 32 条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第 33 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条の**基金**を設けることができる。

(特別会計)

第 34 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、**特別会計**を設けることができる。

(公民館の補助)

第 35 条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を**補助**することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 36 条 削除

第 37 条 都道府県が地方自治法第 232 条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第 38 条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた**補助金を国庫に返還**しなければならない。

1. 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

2. 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第 20 条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

3. 補助金交付の条件に違反したとき。

4. 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第 39 条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、**必要な指導及び助言**を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第 41 条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第 42 条 **公民館に類似する施設**は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第 39 条の規定を準用する。

第 6 章 学校施設の利用

(適用範囲)

第 43 条 社会教育のためにする国立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)又は公立学校(同項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第 44 条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、**学校教育上支障がないと認める限り**、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第 48 条

第1項において同じ。)の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第1項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第48条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、**文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座**等学校施設の利用による**社会教育のための講座**の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第1項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第7章 通信教育

(適用範囲)

第49条 学校教育法第54条、第70条第1項、第82条及び第84条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第50条 この法律において「通信教育」とは、通常の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般

財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第1項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第52条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手料金を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第53条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第54条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和22年法律第165号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第56条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第57条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第51条第3項の規定を準用する。